令和８年７月
法務省刑事局

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令案

１　趣旨

第２２１回国会で成立した自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令（平成２６年政令第１６６号。以下「政令」という。）について、所要の規定の整理を行うもの。

２　概要

改正法により、法第２条第８号が同条第１１号に号ずれすることに伴い、政令第２条中「第２条第８号」を「第２条第１１号」とする改正を行うなどするもの。

３　今後のスケジュール

閣議決定：令和８年７月１４日（予定）
施　　行：同月２１日（予定）